

「化学物質の管理」 参考 URL

- 経済産業省「化学物質管理政策」サイト
http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/index.html
- 化審法（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律）
http://www.safe.nite.go.jp/kasinn/pdf/kasinho_houritsu2.pdf
- 化管法（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律） 関係法令集
http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/pdf/houreishu.pdf
- 国際協調と平和の促進（POPs 条約, PIC 条約, GHS, REACH, RoHS 指令等へのリンク）
http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/index.html

毒物及び劇物取締法

- 1950年制定, 2011年12月が最新の改正
<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S25/S25HO303.html>
- 第一条 この法律は、毒物及び劇物について、保健衛生上の見地から必要な取締を行うことを目的とする。
- 第二条 この法律で「毒物」とは、別表第一に掲げる物であつて、医薬品及び医薬部外品以外のものをいう。
 - 2 この法律で「劇物」とは、別表第二に掲げる物であつて、医薬品及び医薬部外品以外のものをいう。
 - 3 この法律で「特定毒物」とは、毒物であつて、別表第三に掲げるものをいう。
- 医薬品等は薬事法で規定
<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S35/S35HO145.html>

化審法

- PCB 汚染問題を受けて 1973 年に制定
- PCB 類似の物質を作らせない→ 新規開発物質の安全性の事前審査
- 排出口以外からの環境汚染を防止→ 製造・輸入・使用段階での規制
- 当初は健康保護の目的のみ→ 2003 年改正で動植物への影響も
- 2009 年改正で、既存化学物質を含む全ての化学物質を評価の対象に（優先順位をつけて評価）（2010 年、2011 年の 2 段階施行）
 - 主な審査の視点：環境中での分解性、生物への蓄積性、人への毒性及び生態毒性（長期毒性）
 - 当初は有害性のみ着目→改正後は「リスク」に着目し、評価・規制

家庭用品法

- 「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」（1973年制定，1974年施行；最新の改正は2009年）
- 衣料用繊維の大部分は，防縮，防虫，防菌，防カビ，染色など加工済。 (eg.) 防縮加工の過程で発がん性があるホルムアルデヒドが使われる。衣類については溶出試験を行うことがこの法律で定められている。
- 有機水銀化合物なども規制。家庭用品に使用される化学物質について，変異原性試験，亜急性毒性試験，皮膚刺激性・皮膚感作性試験，細胞毒性試験が基本的な毒性項目として実施され，生殖・発生毒性試験や吸入毒性試験が追加実施されることもある。抗菌剤では有機水銀化合物，トリブチル錫化合物，トリフェニル錫化合物の製造・使用が規制されている。

DDT の功罪

- DDT(dichloro diphenyl trichloro ethane) は非常に有効かつ安価な殺虫剤。シラミ, 蚤, 蚊に有効なため, チフス, マラリア, 黄熱病の流行を止めた
- 鳥類や爬虫類の卵殻が柔らかくなるなど環境毒性があり, 1970年代に先進国では製造・使用禁止したが消失せず。DDT同様に残留性と蓄積性が問題になる物質を POPs として国際的に禁止する流れ (大気大循環などがあるので, 一国の禁止では不十分)
→ POPs 条約へ
- アフリカのマラリア対策を除けば全面禁止

フロン回収・破壊法

- オゾンホールがきっかけで、2001年6月22日制定「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H13/H13HO064.html>

- 成層圏に滞留しオゾン層を破壊する作用が強い「特定フロン」が環境中に排出されないよう回収する
- 特定フロンの製造・消費・貿易の規制開始は1987年採択、1989年発効のモントリオール議定書から。日本は1988年加入。

化学兵器禁止法

化管法（１）

- OECD 勧告を受けて 1999 年に制定
- PRTR 制度と MSDS 制度からなる
- PRTR (Pollutant Release and Transfer Register) は「有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公表する仕組み」

化管法（２）

- MSDS(Material Safety Data Sheet) は事業者による化学物質の適切な管理の改善を促進するため、対象化学物質を含有する製品を他の事業者に譲渡又は提供する際には、その化学物質の性状及び取扱いに関する情報を、化学物質安全データシート (MSDS) として事前に提供することを義務づける制度
- 平成 22 年 4 月 1 日から、事業者として医療業も含まれるようになった。指定された 562 物質について、メーカーから病院が購入したり、病院が産廃業者に廃棄を委託する際に MSDS の届け出が必要

化学物質の内分泌攪乱作用への対策

- 環境省の取り組み： SPEED'98→ExTEND2005→EXTEND2010
<http://www.env.go.jp/chemi/end/extend2010.html>
<http://www.env.go.jp/chemi/end/extend2010/seminar/seminar2011.html>
- DDT の慢性毒性は古くから指摘。 DES シンドロームも 1970 年。クローズアップされたのは 1996 年の「奪われし未来」。
- 1996 年度厚生科学研究事業「化学物質のクライシスマネジメントに関する研究班」， 1997 年環境庁「外因性内分泌攪乱化学物質問題に関する研究班」， 1998 年「環境ホルモン戦略計画 SPEED'98」， 1999 年ダイオキシン類対策特別措置法
- 1998 年 6 月環境ホルモン学会（正式名：日本内分泌攪乱化学物質学会）発足。 <http://www.jsedr.jp/>
- SPEED'98 で検討した物質の中に，ヒトの内分泌を攪乱する明白な証拠が出たものはほとんど無かった

ダイオキシン類対策特別措置法

- 世論の盛り上がりを受けて 1999 年に制定。同年環境省が発表した基本的考え方では、ダイオキシン問題は将来に渡って国民の健康を守り環境を守るために内閣をあげて取り組みを一層強化しなければならないものであり、4 年以内に排出総量を 9 割削減、所沢で見られたような風評被害への対策、TDI（耐容一日摂取量）を始めとする各種基準作りなどが緊急に必要であるとされた

ダイオキシン類は怎么样了か

- 2000 年未法施行 → 一般廃棄物や産廃焼却炉の厳しい排ガス規制開始 → 2003 年ダイオキシン類曝露による健康リスク改善無し
 - (1) リスクの大きさが体内に蓄積されているダイオキシンに依存
 - (2) ダイオキシンの生物学的半減期が長い
 - (3) ヒトの体内への主たる経路は食品（魚介類からが 7 割）
 - (4) 魚介類中のダイオキシンも環境中残留分の影響大
 - (5) ヒトが摂取するダイオキシンの 6 ~ 7 割は co-PCB
 - (6) 焼却炉排ガスのダイオキシン類のうち co-PCB は 5% 程度
（ co-PCB 源は捨てられた PCB 製品かもしれない）
 - (7) 環境中の残留 PCDD/Fs は過去に使われた農薬由来が主
⇒排ガス規制は的外れ？
- 代替リスク回避策としてはディーゼルの排ガス規制が有効⇒対策

エコチル調査

- 化学物質等の環境要因の子供への影響を調べる調査

<http://www.env.go.jp/chemi/ceh/index.html>

国際協調と調和の促進（1）

- POPs 条約（残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約）：環境中での残留性、生物蓄積性、人や生物への毒性が高く、長距離移動性が懸念される PCB, DDT 等の残留性有機汚染物質（POPs: Persistent Organic Pollutants）の、
 - * 製造及び使用の廃絶
 - * 排出の削減
 - * これらの物質を含む廃棄物等の適正処理等を規定
- 1992 年地球サミット→ 1995 年 UNEP で 12 種類の POPs を規制する国際条約策定を求める決議→ 2001 年採択， 2004 年に締約国が 50 になり発効。日本は 2002 年に加入。

国際協調と調和の促進（2）

- PIC 条約（国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約）：1998年採択。化学物質の危険有害性に関する情報が乏しい国への輸出によって、その国の人の健康や環境への悪影響が生じることを防止するため、輸出国が特定の有害物質の輸出に先立って輸入国政府の輸入意思を確認した上で輸出を行うこと等を規定
- GHS (The Global Harmonized System)：化学物質を国際的に規制するためには、国際的に調和された化学物質の分類・表示方法が必要であるとして2003年7月に国連で採択。すべての化学物質を対象とし、危険有害性に基づく分類が基本

国際協調と調和の促進（3）

- REACH (Registration, Evaluation, Authorisation and Restriction of Chemicals) : EU の新しい化学品規制。2008年6月1日から運用開始。EUで物質（調剤中の物質も該当）を年間1トン以上製造又は輸入する事業者に対し、登録手続義務付け
- RoHS 指令（DIRECTIVE 2002/95/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 27 January 2003 on the restriction of the use of certain hazardous substances in electrical and electronic equipment）：有害物質の電気電子機器への使用を制限。2006年7月1日施行。2011年改正（2011/65/EU；リスボン条約）鉛，水銀，カドミウム，六価クロム，PBB (polybrominated biphenyls)，PBDE (polybrominated diphenyl ethers) の6物質を使用制限（EUに上市する電気電子機器にこれら6物質を含んではならない）。2014年7月22日以降医療機器，2016年同日以降体外診断用医療機器も含む。